

配点方法見直しの シミュレーションについて

◆ シミュレーション方法

- これまでの分科会で示した、以下に掲げる配点方法等の見直しを行った場合、補てん率のバラツキ等がどの程度改善するかについてシミュレーションを行った。

<見直し内容>

① 算定回数

補てん点数の設定に当たって、直近の通年実績のNDBデータを使用して、より適切な配点を行う。

【第17回分科会資料（診調組 税－3）p4等】

② 課税経費率

一般病棟入院基本料・療養病棟入院基本料について、療養病床の割合で病院を分類して課税経費率をみる、精神病棟入院基本料について、精神科病院の課税経費率をみることとする。（各入院基本料の課税経費率の平均（※看護配置基準別の細分化は行っていない））【前回分科会資料（診調組 税－1）p8-10】

③ 入院料の配点（入院料シェア）

入院料で補てんするに当たって、課税経費率のみを考慮して補てん点数を決定するのではなく、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアも考慮して、補てん点数を決定する。【前回分科会資料（診調組 税－1）p14】

④ 初・再診料と入院料の配分

診療所に配分される財源について、ほぼ全額を初・再診料に充てるのではなく、まず無床診療所（補てん項目は初・再診料のみ）の補てんを考慮して、初・再診料に配分を行うこととし、病院における初・再診料と入院料の比率を変え、入院料の割合を高める。【前回分科会資料（診調組 税－1）p15】

配点方法見直しのシミュレーション

◆ 留意点

- 2019年改定に当たっては、直近のデータ（NDB 通年データ等）と2019年度予算に基づいて補てん点数を計算する必要があるが、これらのデータは現時点で把握できず、将来の補てん予測の全体像をシミュレーションすることは不可能。よって、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、消費税負担3%分の補てんがどのようになっていたかを、2016年度の実績数値に基づき、過去にさかのぼってシミュレーションすることとする。
- 仮に過去、今回の見直しに基づく配点をしていた場合、本来は課税経費率や算定回数が変化していた可能性があるが、今回は便宜的に、2016年度の課税経費率や算定回数がそのままであったとして、同年度の補てん率がどうなっていたかを機械的に算出したものであり、精度に限界がある推計だという点に留意が必要。
- 現時点で対応可能なシミュレーションとして、①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち、入院基本料と特定入院料の構造の類型化が比較的容易な精神科病院と特定機能病院を対象として実施する。
- 2016年度補てん状況調査の対象医療機関について、当該調査と同様の手法でシミュレーションを実施したもの。このため、留意点や補てん状況の把握方法等についても、基本的に当該調査と同様。
【参考：第16回分科会資料（診調組 税-1）】
- 使用するデータは、基本的に2016年度補てん状況調査と同様（補てん点数は前頁の見直し内容に基づき計算）。
課税経費率：第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関を対象として、各医療機関の2016年度の課税経費データ（消費税5～8%の3%部分）を使用。
算定回数：上記の医療機関の、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）から、2016年4月から2017年3月までの対象施設における消費税上乗項目の算定回数を抽出。

◆ シミュレーション結果

- ①医療機関種別（病院・診療所・歯科診療所・保険薬局）、②病院のうち特に補てん超過・不足が大きかった種別（精神科病院・特定機能病院）のどちらについても、補てんのバラツキは相当程度是正されると見込まれる。

① 病院・一般診療所・歯科診療所・保険薬局の補てん状況

<2016年度補てん状況調査の結果>

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護 収益 (C)	2,964,340 千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

<今回のシミュレーションの結果>

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	21,135千円	735千円	400千円	290千円
3%相当 負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	129千円	▲1千円	▲6千円	▲7千円
補てん率 (A/B)	100.6%	99.8%	98.7%	97.7%
医業・介護 収益 (C) ※	2,967,615 千円	132,137千円	52,905千円	165,703千円
医業・介護収益に対する補 てん差額の割合((A-B)/C)	0.00%	▲0.00%	▲0.01%	▲0.00%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

② 精神科病院・特定機能病院の補てん状況

<2016年度補てん状況調査の結果>

	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	12,667千円	148,716千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	2,847千円	▲92,398千円
補てん率 (A/B)	129.0%	61.7%
医業・介護収益 (C)	1,473,927千円	28,686,225千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.19%	▲0.32%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

(1施設・1年間当たり)

<今回のシミュレーションの結果>

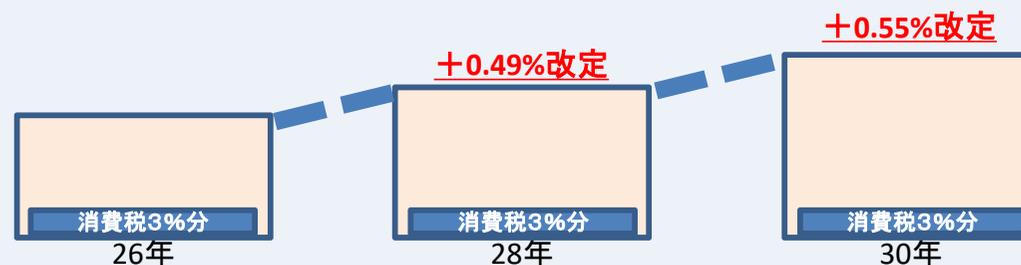
	精神科病院	特定機能病院
報酬上乘せ分 (A)	9,891千円	247,094千円
3%相当負担額 (B)	9,820千円	241,114千円
補てん差額 (A-B)	71千円	5,980千円
補てん率 (A/B)	100.7%	102.5%
医業・介護収益 (C) ※	1,471,151千円	28,784,603千円
医業・介護収益に対する 補てん差額の割合 ((A-B)/C)	0.00%	0.02%
集計施設数	121	68
平均病床数	237	839

※ 医業・介護収益(C)は、配点の見直しに伴い、シミュレーション前後で変動。シミュレーション後とシミュレーション前の報酬上乘せ分(A)の差額をシミュレーション前の医業・介護収益に足すことで、シミュレーション後の医業・介護収益を算出。

控除対象外消費税の診療報酬による
補てん状況把握
〈平成28年度〉

【補てん状況調査を参考資料として活用する際の留意点】

- 本調査の活用にあたっては、以下の点に留意が必要である。
 - ① 補てん状況調査は、支出については医療経済実態調査によるサンプル調査であり、改定ごとに調査対象も異なり、収入については医療経済実態調査とは別のNDBデータ等を用いているという限界がある。
 - ② 診療報酬による補てんは、個々の医療機関ごとに消費税支出が異なっている状況を踏まえつつ、平均的な医療機関について補てんできるよう配点しており、改定後の時間の経過とともに、支出面では、医療機関の消費税支出の状況は変化し、収入面では、初再診料や入院基本料等の算定回数も変化する。
 - ③ 消費税分を配点している項目の一部がその後の通常改定で改定されている。
(→ 今回調査では、改定された項目については改定前の同様の項目と同程度の点数が含まれていると仮定して推計している。)
 - ④ 平成26年の改定後、平成28年には+0.49%の、平成30年には+0.55%のプラス改定を行っている。



【補てん状況の把握方法】

(支出)

- 第21回医療経済実態調査（医療機関等調査）に回答した医療機関を対象として、各医療機関の平成28年度の課税経費データ（消費税5～8%の3%部分）を使用。

(収入)

- 上記の医療機関の、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）から、平成28年4月から平成29年3月までの対象施設における消費税上乗項目の算定回数を抽出し、消費税分補てん点数（消費税5～8%の3%部分）の年間合計を算出。
- 算定している診療報酬項目及び各項目の消費税分補てん点数については、「診調組 税 - 3」の平成28年の項目一覧を参照。平成28年改定により改正されている項目については、改定前の同様の項目と同程度の点数が含まれていると仮定している。
- 特定入院料等のうち包括入院料の点数には薬剤費の消費税分の点数も含まれるため、報酬本体の補てんとして用いる点数は、各包括入院料の消費税分点数から、それぞれの入院料を算定する病院の課税経費(全体)における、薬剤費のシェアを控除したものである。
- DPC病院の包括部分の補てんについては、DPC病院から厚生労働省に提出されているDPCデータを用い、抽出対象となった個々の医療機関について、平成26年4月の消費税引上げにより上乗せされた点数と係数による収入から直接算出している。

(その他)

- 医療機関種別ごとの平均補てん率を算出するに当たって、病院は病院の種別(一般病院、精神科病院、特定機能病院、こども病院)ごとの全国施設数による加重平均、一般診療所は入院診療収益の有無ごとの施設数による加重平均、歯科診療所及び保険薬局は開設者主体(法人、個人)ごとの施設数による加重平均を行っている。また、病院のうち一般病院については開設者主体(国立、公立、公的、社保関係法人、医療法人、その他法人、個人)ごとの施設数による加重平均を行っている。
- 今回の補てん状況調査の客体は、原則、医療経済実態調査において有効回答を得られた先を対象としているが、NDBレセプトの算定回数が0など、外れ値と考えられる先については、補てん状況把握の対象先とはしていない。

※ DPC病院の包括部分の補てん状況の前回調査からの修正について

- 今回調査の過程で、平成26年度分の調査(前回調査。平成27年11月に公表)について、DPC病院の包括部分の補てん状況の把握に、以下のとおり不正確な点があったことが判明したため、調査方法を変更し、平成26年度分の調査についても再調査を行っている(診調組 税-2)。

(前回調査)

- ・ DPC病院の包括部分の補てんについて、NDBデータによる入院日数に、非DPC病院の補てん点数(例:7対1=25点、10対1=21点)を乗じて推計していたが、NDBデータの抽出の際、複数月にまたがる入院に係る入院日数について各月に重複してデータを抽出していた。

(今回調査)

- ・ NDBデータではなく、DPC病院から厚労省に提出されているDPCデータを用い、抽出対象となった個々の医療機関について、平成26年4月の消費税引上げにより上乘せされた点数と係数による収入から直接算出した。

平成28年度 補てん状況把握結果① 【全体】

参考

診調組 税 - 1
30.7.25

(1施設・1年間当たり)

	病院	一般診療所	歯科診療所	保険薬局
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	818千円	374千円	263千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	736千円	406千円	297千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	82千円	▲31千円	▲35千円
補てん率 (A/B)	85.0%	111.2%	92.3%	88.3%
医業・介護収益 (C)	2,964,340千円	132,220千円	52,879千円	165,676千円
医業・介護収益に対する補てん差額の 割合((A-B)/C)	▲0.11%	0.06%	▲0.06%	▲0.02%
集計施設数	(994)	(1,252)	(448)	(900)

※ 上記はサンプル調査の結果であり、これによって全体の姿を正確に表すことは困難であるが、仮に病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の補てん率（医療経済実態調査による消費税支出に対するNDBデータによる補てん点数の比率）から全体の補てん率を推計すると、約92.5%（医業・介護収益に対する補てん差額の割合▲0.05%）となる。

平成28年度 補てん状況把握結果②-1 【病院】

参考

診調組 税 - 1
30.7.25

- 病院全体としての補てん率は、85.0%であった。
- 一般病院は85.4%、精神科病院は129.0%、特定機能病院は61.7%、こども病院は71.6%であった。

(1施設・1年間当たり)

	病院全体	一般病院	精神科病院	特定機能病院	こども病院
報酬上乘せ分 (A)	17,860千円	16,865千円	12,667千円	148,716千円	79,688千円
3%相当負担額 (B)	21,005千円	19,739千円	9,820千円	241,114千円	111,307千円
補てん差額 (A-B)	▲3,145千円	▲2,874千円	2,847千円	▲92,398千円	▲31,619千円
補てん率 (A/B)	85.0%	85.4%	129.0%	61.7%	71.6%
医業・介護収益 (C)	2,964,340千円	2,844,417千円	1,473,927千円	28,686,225千円	13,186,547千円
医業・介護収益に対する補てん 差額の割合((A-B)/C)	▲0.11%	▲0.10%	0.19%	▲0.32%	▲0.24%
集計施設数	(994)	(785)	121	68	20
平均病床数	(248)	(194)	237	839	455

※ 病院全体、一般病院の値は、施設の類型別に算出した値を、全国施設数(平成28年度医療施設調査)に応じて加重平均したもの。